

命 令 書

申立人 松本短期大学教職員組合

被申立人 学校法人松本学園

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員A1に対して、次の措置を含め、昭和57年4月1日以降松本短期大学教授として雇用が継続されていたと同様な状態に回復させなければならない。
  - (1) 松本短期大学教授に就任させること。
  - (2) 昭和57年4月1日以降教授として就任するまでの間に、同人が受けるはずであった賃金相当額を支給すること。
- 2 被申立人は、申立人組合員A1の雇用継続に伴う雇用条件について、誠意をもって申立人と協議しなければならない。
- 3 前項の協議開始の日から2か月以内に協議が調わないときは、被申立人は、申立人の同意を得て当委員会に仲裁を申請し、その裁定に従わなければならない。
- 4 被申立人は、下記の誓約書を申立人に手交しなければならない。

記

誓 約 書

当学園が行った次の行為は、長野県地方労働委員会により、不当労働行為であると認定されました。当学園は、今後このような行為を繰り返さないことを、長野県地方労働委員会の命令により誓約いたします。

- 1 就業規則の定年退職規定の適用に藉口して、貴組合員A1の雇用を継続しなかったこと。
- 2 貴組合から申入れのあった貴組合員A1の退職に関する団体交渉を、正当な理由なく拒否したこと。

昭和 年 月 日

松本短期大学教職員組合

執行委員長 A2 殿

学校法人松本学園

理事長 B1

- 5 申立人のその余の申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人松本短期大学教職員組合（以下「組合」という。）は、昭和52年11月12日に結成され、松本短期大学の教員によって組織されている労働組合で、肩書地に事務所を置き、松本地区労働組合評議会（以下「松本地区評」という。）に加盟している。本件申立時の

組合員数は5名である。

- (2) 被申立人学校法人松本学園（以下「学園」という。）は、46年1月11日に設立された学校法人で、肩書地に事務所を置き、同地に松本短期大学（以下「短大」という。）を、松本市寿台7丁目4番1号に松本短大幼稚園をそれぞれ設置している。本件申立時の教職員数は43名であり、このうち短大の教職員数は、非常勤教員16名を含めて34名である。

短大は、46年4月1日に開校された松本保育専門学校をその前身として47年4月1日に開学され、女子を対象に幼稚園教諭及び保育所等の保母を養成するための教育を行っており、本件申立時の在学者数は、1学年80名、2学年95名である。

## 2 A1の短大専任教授への就任及び諸規程制定の経過

- (1) A1は、昭和24年の信州大学創立時から同大学教養部に在職し、42年には教授となり、52年3月、65歳で同大学を定年退官した。この間、47年4月から52年3月までは、短大の非常勤講師として歴史学及び社会学を担当した。

- (2) 52年3月29日、B1常任理事は、A1を自宅に訪ね、短大の専任教授就任を依頼するとともに、学長就任について意向を打診した。これに対し、A1は翌日、応諾する旨電話で回答した。

当時、短大は、51年3月、B2学長（以下「B2学長」という。）及びC1副学長が退職したため、同年4月9日付でB3教授が学長事務取扱に就任し、学長、副学長は欠員となっていた。

- (3) 52年4月6日に開催された理事会では、4月3日に死亡したB4理事長の後任としてB1常任理事が、欠員となった理事にはB5が、さらに、学長にはB3学長事務取扱がそれぞれ選任された。また、A1の専任教授就任も承認された。

- (4) B1理事長（以下「B1理事長」という。）は、A1に電話で4月6日の理事会の経過を説明し、学長にはB3学長事務取扱が就任することになった旨伝え、了承を求めた。

これに対し、A1は抗議の手紙を出したが、B1理事長から、理事会の決定に従う旨の返事があった。

A1は、その後、B6理事、B5理事等から4月6日の理事会決定の経過を確認した。

B1理事長は、B6理事及びB5理事からこのことを聞いた。

- (5) 52年4月13日、専任教授のみによって構成される教授会（以下「専任教授会」という。）が開催された。

この直前、B1理事長がA1に学長選任の経過を説明したところ、A1は憤慨して、当初、同教授会への出席を拒否したため、B7事務局長（以下「B7事務局長」という。）が説得し、結局A1はこれに出席した。

同教授会では、A1の教授就任の審議及びB3学長（以下「B3学長」という。）の就任挨拶のほか、B3学長から教務部長及び学生部長の指名がなされ、前者にはA1教授（以下「A1教授」という。）が、後者にはC2教授（以下「C2教授」という。）がそれぞれ就任した。

- (6) 同日午後、全専任教員によって構成される教授会（以下「全員教授会」という。）が開催された。

同教授会では、B1理事長、B3学長及びA1教授の就任挨拶、A1教授、C2教授の教務部長、学生部長への就任の報告がなされた後、A1教授が校務分掌等に関する規

程が不備であるとして諸規程の制定を提案し、それに対して特に異論もなく、教務部長、学生部長、図書館長から成る三役会議でその原案を作成することが確認された。

その後、三役会議では、A 1 教授が原案を作成することとなった。

- (7) 5月28日、全員教授会が開催され、A 1 教授が作成して三役会議の検討を経た諸規程の原案について審議の結果、細部については各関係委員会において実施した上で不都合のある場合に修正していくという条件付きで、原案どおり承認された。

審議の過程において、B 3 学長及びB 7 事務局長は、教授会で諸規程を決定しても理事会で承認がなければ実施することはできない旨発言し、これに対して、A 1 教授は、教授会に付与された権限の範囲内であるから理事会の承認は不要である旨発言した。

同教授会において承認された諸規程は、教授会規程、教員選考規程、教員分掌事務規程、三役委員会規程、入試委員会規程、就職委員会規程、紀要発刊規程、教員研究費に関する内規及び教員研究日についての申合せであり、教員研究日についての申合せを除き、いずれも5月28日より施行し、4月1日より適用する旨附則において定められていた。

その後、6月15日には教育課程委員会規程及び厚生補導委員会規程が、12月9日には予算委員会規程が、それぞれ全員教授会において承認された。(以下、5月28日、6月15日及び12月9日に承認された諸規程を総称して「諸規程A」という。)

諸規程Aは、教授会で承認された後教授会によって順次実施に移されたが、翌53年の4月13日に至るまで、理事会からは特に異議は表明されなかった。

- (8) 一方、諸規程Aは、52年6月頃から12月頃までの間にB 3 学長によって順次理事会に付議され、理事会は6月頃から翌年の2月頃にかけて5ないし6回審議を行い、諸規程(以下「諸規程B」という。)を決定した。

諸規程Bは、教授会規程、教員選考規程、教務部規程、学生部規程、教育課程委員会規程、入試委員会規程、厚生補導委員会規程、就職委員会規程、紀要発刊規程及び教員研究費に関する内規から成り、教員研究費に関する内規を除き、53年4月11日より施行する旨附則において定められていた。

53年4月13日、諸規程Bは、B 3 学長により全員教授会に提示され、内容の説明も審議も行われぬまま、この日以降実施に移された。

諸規程Bは、諸規程Aに比べ、①各種委員会の委員長には教務部長又は学生部長が就任するとされていたものが、学長が就任するとされたこと、また、委員については、教授会で決定されていたものが、学長が指名するとされたこと、②教授会規程から、教員の要請による開催、定足数、表決、定期開催日等の規定が削除されたこと、③教員の採用及び昇任については、助手の場合は講師以上、講師の場合は助教授以上、助教授の場合は教授以上等、上位ランク者により候補者を決定し、専任教授会がその可否を決定するとされていたものが、専任教授会が昇任候補者及び新規採用候補者を決定し、理事会に上程するとされたこと、また、非常勤講師の採用については規定が削除されたこと等の相違があった。

- (9) 53年11月頃、入試委員会を組織するにあたり、教授会側は、諸規程Bによる入学試験の実施を拒み、諸規程Aによる実施を求めて学園側と対立し、同月から翌月にかけて、5ないし6回の教授会が開催された。

12月、入試委員会の委員長及び委員は専任教員全員による選挙によって選出され、結局入学試験は、諸規程Bの入試委員会規程によっては実施されなかった。

- (10) 54年2月末、理事会は新たな諸規程（以下「諸規程C」という。）を決定した。

諸規程Cは、事務局業務分掌、教授会運営規程、教育課程委員会規程、入試委員会規程、厚生補導委員会規程、就職委員会規程、教員選考規程、紀要発刊規程及び教員研究費に関する内規から成っており、このうち教員選考規程、紀要発刊規程及び教員研究費に関する内規は、諸規程Bと同一のものであった。

4月12日、B3学長は全員教授会に諸規程Cを提示した。同教授会では、B7事務局長から逐条的に説明が行われ、3時間以上に及ぶ審議が行われた結果、諸規程Cを実施に移し、不備があれば理事会に上程して再考を求めることとなった。

諸規程Cは、①従来、教務部、学生部で所管していた事項のうち、事務処理的な事項は事務局で、他の事項は各委員会で行うものとされ、教務部及び学生部が廃止されたこと、②各委員会の委員長については、学長が就任するとされていたものが、学長が指名するとされたこと、③従来の教授会規程に運営に関する規定が加えられ、教授会運営規程とされたこと等、諸規程Bとの相違があった。

### 3 組合結成及び組合活動の経過

- (1) A1教授を中心に、A2講師（以下「A2講師」という。）、A3講師（以下「A3講師」という。）、A4講師及びA5助手（以下「A5助手」という。）らが組合の結成準備を進め、52年11月12日、松本市内の「ふるさと」において組合の結成大会を行った。

組合には、上記5名のほか4名の教員が加入し、執行委員長にはA1教授、副執行委員長にはA2講師、書記長にはA3講師、会計にはA6助手（以下「A6助手」という。）、会計監査にはA4講師がそれぞれ選出された。

この大会には、組合に加入した9名のほか、事務局教務係長C3、C4助手も出席していた。

なお、A1教授は、その後57年4月頃まで執行委員長を務め、それ以降はA2講師が執行委員長、A1教授が副執行委員長となっている。

- (2) 組合は、11月18日付文書でB3学長に対し、組合の結成を通知した。

この通知書には、組合三役の氏名及び組合員数が9名であることが記されていたが、組合三役以外の組合員の氏名の記載はなかった。

なお、B3学長は、その後上記通知書を事務局に届け、B1理事長もそれを見た。

- (3) 組合が、結成後まもなく、松本労働基準監督署（以下「労基署」という。）を訪れたところ、就業規則の届出がなされていないことがわかった。

53年4月頃、学園は、労基署から就業規則の届出を求められ、47年5月頃に制定した就業規則を労基署に見てもらい、7月13日付でこの就業規則の一部を改正した後、教職員に提示して意見書の提出を求め、これに対して教職員は、意見書作成委員として、A1教授（委員長）、A2講師、A3講師、A5助手、C5係長及びC6司書を選出して就業規則を詳細に検討し、8月3日、理事長あて意見書を提出した。なお、同意見書の中には、定年退職制に関する規定については何も記載されていなかった。

学園は、同月、意見書を添付して労基署への届出を行った。

- (4) 53年5月7日頃、A1教授、A2講師及びA3講師は、文部省を訪れて請願書を提出

し、諸規程Bを実施したことに対して諸規程Aの正当性を主張し、学園に対する指導を求めた。

この請願書は、A1教授及びA2講師が原案を作成し、全組合員によって検討されたもので、短大教員有志として、A1教授、A7教授、A2講師、A8助手、A6助手、A9講師（以下「A9講師」という。）、A5助手、A3講師及びA4講師の9名の署名がなされており、署名者はいずれも組合員であったが、組合名は記されていない。

一方、理事長等学園側には、同請願書については一切知らされていなかった。

5月22日頃、B3学長は文部省から電話で来訪を求められ、同月末頃、B7事務局長を伴って、文部省の技術教育課を訪れた。その際、担当官から請願書が提出されていることを知らされ、両名が請願書の内容を見せてほしい旨求めたところ、担当官は、学園に提出されていないものを見せるわけにはいかないと拒み、請願書の内容の説明もせず、教授会と今後円満にやっていくように求めた。

- (5) 54年6月12日の専任教授会において、B3学長から、A8助手の講師昇任、C7講師及びA4講師の助教授昇任が提案され、これに対してA1教授は、昇任候補者の選考は専任教授会が行うべきものであり、教員選考規程に反する等と主張したが、原案どおり決定され、その後決定どおり実施された。

A8助手及びA4講師は、ともに組合結成以来組合活動に積極的に参加していたが、この昇任人事以降は組合活動に参加しなかった。

- (6) 54年9月20日、A1教授は、学園を被告として、諸規程B及びCは無効である旨の確認を求めて、長野地方裁判所松本支部に訴訟を提起した。

組合は、この訴訟に関し、裁判の費用を負担し、また、組合員が証人として出頭したり、裁判を傍聴する等、支援活動を行っている。

- (7) 55年2月15日、A2講師及びA3講師は、組合の決定に基づき、B3学長と面談し、同年1月末にA5助手が自己都合退職した件に関して、①辞表を直ちに受理した理由、②辞表の受理と学則との関連、③退職後直ちに健康保険が使えなくなった理由、④体育担当教授として、器械体操に執着し、それをA5助手に強制した理由の4項目について釈明を求めた。これに対して、B3学長に各項目について説明を行った。

なお、組合は、B3学長の回答内容について、3月1日付組合報に掲載した。

#### 4 A9講師の雇止め

- (1) A9講師は、50年4月1日から、期限を1年間とする非常勤講師として短大に勤務し、図画仕事を担当していた。

- (2) 56年3月3日専任教授会が開催され、C8を図画工作専任講師として採用すること及び同科目担当のA9、C9両非常勤講師については、56年度は委嘱しないことが、審議の結果了承された。

また、3月30日理事会が開催され、同様の決定がなされた。

- (3) 3月12日及び19日、学園は、A9講師に対し、56年度は非常勤講師の契約を更新しない旨伝えたが、同講師はこれを了承しなかった。

- (4) 組合は、3月27日付で、学園に対し、A9講師の解任について、①おそくとも1月中旬にA9講師と話し合いをすべきであった、②後任者を先に決定した後に解任を迫ったのは不当である、③後任の候補者は教授会で選ぶべきで、理事長が一方的に候補者を選んだ

のは不当である、④今回の人事の根拠となる規則、規程が明示されていないのは不当である旨の申入れを行い、回答を求めた。

- (5) 学園は、3月31日付で、組合に対し、①A9講師の非常勤講師としての地位は、4月1日以降新たな委嘱をしない限り、3月31日をもって当然に終了するものである、②今回の人事については、3月3日の専任教授会において賛成意見を得た上で理事会で決定したもので、理事長が一方的に行ったものではない、③後任者の採用と非常勤講師の委嘱をしないことは密接に関連することであり、その先後関係は何ら問題とならない旨回答した。
- (6) 組合は、学園に対し、4月3日付でA9講師の雇止めの撤回等を求めたが、これに対し、学園は、4月7日付で、この件については3月31日付回答のとおりであり、撤回等には応じられない旨回答した。
- (7) 4月上旬頃、組合は松本地区評の存在を知り、A9講師の雇止め問題について相談に行き、協力を要請した。
- (8) 組合は、4月22日付で、A9講師の雇止め問題について、当委員会へあっせんを申請した。

5月22日、松本地区評議長A10（以下「A10議長」という。）及び同オルグA11も出席の上、第1回あっせんが行われたが、解決に至らず、あっせん員から、松本地区評の代表者も加えて団体交渉を行い、解決に努力するようとの要望がなされ、あっせんは継続となった。

この要望を受けて、6月10日、6月30日及び7月22日に団体交渉が行われたが、双方の主張は変わらず、交渉は進展しなかった。

なお、この過程において、組合側からは、諸規程Cは学長に委員会の権限を集中し、理事長独善を招来するものであるとの主張もなされ、これに対して学園は、諸規程Cを実施して問題があれば理事会で討議すればよいとの回答を繰り返していた。

- (9) 7月30日、松本地区評のA10議長も出席の上、第2回あっせんが行われたが、解決に至らず、あっせん員から解決に努めるよう要望がなされ、あっせんは打切りとなった。
- (10) 組合及び松本地区評は、8月20日付で、学園に対して団体交渉を申し入れたが、学園は、9月1日付で、今後何度話し合いを重ねても平行線をたどるのみであるとして、団体交渉に応じられない旨回答した。

さらに、組合及び松本地区評は、9月8日付で、学園に対して、上記回答に抗議するとともに再度団体交渉を申し入れたが、学園はこれに応じなかった。

- (11) 7月23日、8月24日及び11月28日の3回にわたり、松本市長又は同市収入役によって紛争の仲介がなされたが、学園は、12月12日付で、同市長に対し、組合との団体交渉には応じられない旨回答した。この回答は、12月16日付で、同市長から松本地区評へ伝えられた。
- (12) 組合及び松本地区評は、10月15日付で、「松本短大の「いざご問題」を知って頂くために」という小冊子を作成して、学生の父兄、幼児教育関係者、高等学校及び各種労働団体等に配布し、A9講師の雇止めをめぐる労使紛争についての理解と協力を求めた。
- また、組合は、松本市笹賀地区を中心に、年末頃、ビラを配布したり、学校周辺に20ないし30枚の看板を立てるなどして学園に抗議した。

- (13) 57年1月14日、松本地区評を中心に松本短大闘争対策委員会が結成された。  
同委員会は、1月、「学生の皆さんに訴えます！！」というビラを配布し、2月には、「市民の皆さんへの訴え！！」というビラを松本市を中心とした地域全域に配布した。
- (14) 2月26日、組合は、B 1 理事長及びB 7 事務局長と交渉を行い、直ちに団体交渉に応ずるよう求めたが、両名は団体交渉には応じられない旨答えた。
- (15) 組合及び松本地区評は、8月9日付で団体交渉を申し入れたが、学園は、8月23日付で、話し合いの余地はない旨回答した。
- (16) 本件審査中の58年6月24日、A 9 講師は死亡した。

## 5 A 1 教授の定年退職

### (1) A 1 教授の退職をめぐる経過

ア 学園は、B 1 理事長とB 3 学長が協議の上、56年10月7日付で、A 1 教授及びA 4 助教授に対して、57年3月末日をもって定年となる旨通知した。

なお、従前、文書によって定年退職を予告した例はなかった。

イ 56年12月10日、理事会にA 1 教授及びA 4 助教授の退職に関する議案が上程され、B 3 学長及びB 8 副学長（56年4月当初に、51年度以降空席となっていた副学長に就任。以下「B 8 副学長」という。）を含め、全理事異議なく可決された。

なお、後任人事及び就業規則第30条第3項の適用による定年後の任期一年の委嘱については、話題とならなかった。

ウ 57年2月12日、B 3 学長、B 8 副学長及びA 1 教授が出席し、専任教授会が開催された。同教授会には、A 1 教授及びA 4 助教授の定年退職に関する議案が確認事項として上程され、席上、A 1 教授は反対意見を述べたが、B 3 学長及びB 8 副学長は意見を述べず、特に採決もなされなかった。

なお、A 1 教授に対する就業規則第30条第3項の適用、後任人事及び専任教授の減少の問題については、論議されなかった。

エ 組合は、2月26日の交渉において、A 9 講師の雇止め問題と併せて、A 1 教授の定年退職については、従来の慣行からいっても不公平であり、既に70歳を超えて教授職にあるB 3 学長と同等に扱うべきである旨申し入れた。

これに対し、B 1 理事長らは、B 3 学長は理事も兼ねており、学長・理事には定年の規定はない旨回答した。

なお、A 4 助教授は、この当時、組合活動にはほとんど参加していなかった。

オ 3月3日、全員教授会が開催され、A 1 教授及びA 4 助教授の定年退職について、2月12日開催の専任教授会において承認された旨報告がなされた。

なお、このことについて、出席者の中から特に意見は出されなかった。

カ 組合及び松本地区評は、3月30日付で、学園に対し、A 1 教授の退職は従来の慣行を無視するもので容認できないとして、団体交渉を申し入れた。

この際、組合は、口頭で、B 7 事務局長に対して4月15日までに回答するように求め、同人はこれを了承した。

キ 学園は、3月31日付で、定年により短大教授を免ずる旨の人事通知書をA 1 教授及びA 4 教授に送付した。

なお、このときまでに、A 4 助教授は教授に昇任していた。

- ク 組合及び松本地区評は、4月12日付で、学園の対応に抗議するとともに、この問題を団体交渉を通じて解決するよう再度申し入れた。
- ケ 学園は、4月15日付で、松本地区評に対し、理事会の決定であるとして、A1教授は就業規則第30条第2項の規定により退職になったものであり、3月30日付で申入れのあった団体交渉については応じられない旨回答した。
- コ 松本地区評は、4月28日付で、学園に対し、学園の4月15日付回答は極めて遺憾である旨表明した。
- サ 組合及び松本地区評は、8月9日付で、学園に対し、A9講師の雇止め問題も含め、A1教授の退職、理事会決定の諸規程等について団体交渉を申し入れた。
- シ 学園は、8月23日付で、松本地区評に対し、①A1教授の退職については、就業規則第30条の定年の規定によるものであり、この点について疑義を差しはさむ余地はない、また、同条第3項の適用は、その担当する教科の教員が他に求められない場合の学園の措置であり、決して当然の権利であったり、本人の希望や強要によるものではなく、A1教授の場合、教授会においても、その担当する教科について同項の適用が認められなかったものである、したがって、団体交渉の必要は認められない、②諸規程の件については、現在法的に係争中のものであり、団体交渉事項とは認められず、また、このことは教授会との問題である旨等回答し、団体交渉を拒否した。

(2) 定年制に関する規程

ア 学校法人松本学園定年規程（以下「定年規程」という。）は、短大が開学した47年4月1日から施行され、主な内容は次のとおりであった。

第2条 専任職員の定年は次のとおりとする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| イ 他の学校で定年になった再就職者 | 70歳 |
| ロ その他の者           | 60歳 |

第3条 専任教職員は、定年に達した日の属する学年度の末日に退職する。

第4条 任期の定めのある職務に従事する職員が定年に達したとき、特に必要がある場合は、理事会の議決によりその者に当該年度の終了又は当該任期満了に至るまで、その職務の遂行にあたらせることができる。

第5条 授業又は職務<sup>(ママ)</sup>上の性質上、定年退職者をして特に引続き勤務させる必要がある場合は、理事会の議決によりその者<sup>(ママ)</sup>に専任でない教職員として一定期間を付して任用することができる。

短大開学当初、B1常任理事は、全教員を集め、定年規程についての説明を行ったが、その際印刷したものは配布しなかった。

イ 学園は、47年5月末頃、短大の就業規則を制定し、同月1日から施行した。これに伴い、定年規程は廃止された。

この就業規則では、定年に関して次のとおり定められていた。

第28条 教職員は、次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 停年に達したとき（停年退職）
- (2) 退職を願出たとき（自己都合退職）
- (3) 休職期間が満了し復職できないとき（自然退職）
- (4) 死亡したとき（死亡退職）



第29条 退職を希望する者は、1カ月以前にその理由を記載した書類を<sup>(ママ)</sup>もて申出て、本法人の承認を得なければならない。

2. 職員の定年は満60歳とする。但し他の所を定年後本法人に就職したる者は、満70歳とする。又その日の属する年度末日をもって退職する。

3. 停年退職者は都合により1年以内の期間にて、非常勤、常勤として委<sup>(ママ)</sup>託をすることがある。但し必要に応じ更新する。

また、同就業規則の第18条及び第19条は、次のような規定となっていた。

第18条 給与、退職金に関する事項は別に定める。

第19条 出張に関する事項は別に定める。

学園は、この就業規則を教務部長、学生部長及び図書館長には配布したが、教職員全員には配布せず、また、教職員代表者の意見聴取及び労働基準監督署への届出も行わなかった。

ウ 学園は、53年7月13日付で就業規則の一部を改正し、教職員代表者の意見書を添付して、同年8月、労基署へ届出を行った。

改正後の就業規則において、定年に関する規定は、改正前の第28条が第29条に、同第29条が第30条になったが、内容自体には相違はなかった。

その後、就業規則は、11月25日付で再び一部改正されたが、定年に関する規定については変更がなかった。

以降、この就業規則は改正されていない。

なお、就業規則の附則においては、7月13日付及び11月25日付の一部改正のみが明記されている。

### (3) 学長及び専任教授の退職状況等

#### ア 70歳以上で退職した者の状況

(7) 短大において57年3月以前に70歳以上で退職した者の状況は、次表のとおりである。

氏名	退職時の身分	退職時の年齢	退職年月	備考
C10	教授	70歳	昭和49年3月	
B2	学長	73	51 3	
C1	副学長 教授	72	51 3	
C2	教授	76	56 1	現職死亡
C11	〃	75	56 4	
A4	〃	70	57 3	

(4) C10教授（以下「C10教授」という。）は、引き続き勤務を希望していたが、70歳で退職した。同人は飲酒を好み、健康上の問題があった。

(7) B2学長は、教員としての身分はなく、47年4月の短大開学時に69歳で学長兼理事に就任し、その後、49年、新たに学長の任期を4年とする理事会決定がなされたことによって、51年3月、73歳で退職した。

なお、寄附行為第6条には、学長は理事であることが規定されている。

- (エ) C1教授（以下「C1教授」という。）は、49年3月1日、定年により同月31日付で辞職したいとして理事長あてに辞職願を提出した。

これに対して、学園は、B2学長から慰留の要請を受け、学則を改正して副学長制度を新設し、4月1日付で、C1教授を、任期を51年3月31日までとして副学長に任命した。

同人は、51年3月、同月31日付をもって辞職したい旨理事長あてに辞職届を提出し、退職した。

- (オ) C2教授は、51年3月31日に既に70歳に達していたが、56年1月に死亡するまで専任教授として短大に勤務した。

同教授は教育心理学を担当していたが、同科目は、法令上、短大においては専任教授を置かなければならないものであった。

同教授の死亡後、その年度はA2講師が、翌年度からはC12非常勤講師が同科目を担当した。

なお、同教授の定年後の処遇について、専任教授会又は全員教授会において審議ないし報告はなされなかった。

- (カ) C11教授（以下「C11教授」という。）は、51年3月31日に既に70歳に達していたが、56年4月30日付で自己都合退職するまで専任教授として短大に勤務した。

同教授は、各年度前期に経済学を担当していたが、54年秋頃以降病気のためほとんど出勤せず、経済学は、55年度前期には時間割から除かれ、後期には数学を専門科目とするB8副学長が担当した。また、56年度前期の時間割からも、同教授の授業は除かれていた。

なお、同教授の定年後の処遇について、専任教授会又は全員教授会において審議ないし報告はなされなかった。

- (キ) A4講師は、56年6月に助教授に、57年3月には教授に昇任した。

同人は、保育実習、児童福祉、社会福祉、養護原理Ⅰ及びⅡを担当し、週2日ないし3日出勤していたが、57年3月31日付をもって70歳で退職となった。

その後、同年9月に、同人を非常勤講師として委嘱して児童福祉及び社会福祉を担当させることが決定され、同人は、10月以降再び短大に勤務し、週1日出勤している。

短大においては、児童福祉は必修科目である。また、社会福祉は選択科目であるが、保母資格を取得するためには必修の科目である。この両科目は、同人の退職前には、各年度前期の時間割に組み込まれていた。

なお、同人は、55年度前半に手術を受けており、足の具合も悪かった。

#### イ 70歳以上で在職している者の状況

57年4月現在、70歳以上で常勤教授として在職していた者は、B3学長のみであった。

同人は、51年3月31日、既に70歳に達していたが、学園は、4月9日付で、任期を学長が選任されるまでの間として、同人を教授の身分のまま学長事務取扱に任命した。

さらに、同人は、52年4月6日の理事会において学長に選任され、以後、理事及び

教授を兼ねる学長として、審問終結時現在78歳で短大に在職している。

なお、同人の学長選任時に、理事会において、学長の任期を3年とすること、再任を妨げず、その任期は2年とすることが決定された。

(4) A1教授退職時の状況

ア 短大の専任教授数

短大における専任教授数は、開学当初の47年度及び48年度が6名、49年度以降55年度までが、51年度の4名を除き、5名であった。

しかし、学園がA1教授に対して定年退職の予告を行った56年10月7日当時、専任教授は、B3学長、B8副学長及びA1教授の3名であった。

その後、57年3月には、専任教授はA4教授を加え4名となったが、57年度は、B3学長及びB8副学長の2名のみとなった。

なお、短期大学設置基準(昭和50年4月28日文部省令第21号)(以下「短大設置基準」という。)によれば、短大に必要とされる専任教授数は3名である。

イ A1教授の担当科目

(7) A1教授は歴史学と社会学を担当していたが、同教授が退職とされた後も、教授会において両科目の取扱いについては論議されなかった。57年10月になって、初めて歴史学の取扱いについて話題となり、57年度後期からは倫理学を専門科目とするC13講師が同科目を担当したが、他方、社会学については、一般教育科目として掲げられてはいるものの、担当教員は置かれなかった。

なお、歴史学及び社会学は、ともに選択科目であった。

(4) 社会学の受講者数は、従前およそ30名であったが、54年度はおよそ15名、55年度は3名、56年度は2名であった。

短大において、受講者が2ないし3名というような科目は他に例がなかった。

なお、受講対象者は、社会学が2年生、歴史学が1年生であった。

6 人事通知書

(1) 日付

学園の年度当初の人事通知書は、通例4月1日付であったが、B3教授を学長事務取扱に任ずる旨の人事通知書は51年4月9日付であり、また、52年度のA9講師及びA2講師に対する人事通知書は52年4月7日付であった。

(2) 理事長印

現在学園において使用されている理事長印は、52年4月から実印となったものであるが、それ以前から人事通知書には同印鑑が使用されていた。なお、同印鑑の保管は、52年4月以降55年頃までは事務局が、それ以降は理事長が直接行っている。

理事長印は、現在、外枠の左上角の一部が欠けているが、54年4月1日までの日付の文書に押捺された理事長印の印影は同部分が欠けておらず、55年4月1日以降の日付の文書に押捺された理事長印の印影は同部分が欠けている。

(3) 人事通知台帳

学園においては、各人別に発令内容の要旨を記載した年度ごとの人事通知台帳が備置されている。

第2 判断

## 1 A 1 教授の定年退職について

組合は、要旨、次のように主張する。

学園は、組合からの団体交渉の申入れを全面的に拒否したまま、57年3月31日付をもって、A 1 教授の定年解雇を強行実施した。しかし、この解雇は、学園における従来の退職に関する慣行をも全く無視したものであり、A 1 教授の組合活動を嫌悪し、就業規則の定年制に藉口した不当労働行為である。

一方、学園は、要旨、次のように主張する。

A 1 教授は、就業規則第30条により、70歳をもって当然に定年退職となったものであり、この定年退職に関し、不当労働行為を問疑する余地はない。

よって、まず、学園における定年退職の状況について、次に、A 1 教授の退職による影響についてそれぞれ判断し、その上で、不当労働行為の成否について判断する。

### (1) 定年退職の状況について

組合は、短大においては、開学以来、就業規則の定年制を適用して一方的に解雇した事例は全くなく、病気等特段の事情がない限り、70歳以上の勤務延長が自動的に行われる慣行があった旨主張する。

一方、学園は、定年退職制が確立していたとして、要旨、次のように主張する。

これまで定年に達したが退職に至らなかった教授については、それぞれ引き続き就業を依頼すべき特段の事情があった上、それぞれ定年延長、留職又は1年任期の臨時教員の委嘱等、定年規定の適用を除外するか、就業規則第30条第3項を適用する意思表示がなされているのであって、当然に自動的に短大教員としてとどまることができたのではない。

また、就業規則第30条第3項は、定年退職者が臨時職員として必ず再雇用されることを保障しているのではないし、定年退職となるべき者が定年を自動的に延長されることはもちろん、定年退職者が当然に臨時職員として再雇用される慣行があったなどという事実も全くない。

よって、以下判断する。

#### ア 70歳を超えて在職していた者について

##### (7) 学長又は副学長に就任した者について

B 2 学長については、47年4月、短大開学と同時に69歳で学長兼理事に就任したこと、70歳を超えた49年、新たに学長の任期が4年と定められ、51年3月に退職したことは、前記認定第1. 5(3)ア(ウ)のとおりであり、同人は、70歳直前に学長に就任し、70歳を超えた後に新たに定められた任期の満了によって退職していることが認められる。

また、B 3 学長については、51年3月31日に既に70歳に達していたが、同年4月9日付で、任期を学長が選任されるまでの間として学長事務取扱に任命されたこと、翌52年4月6日に学長に選任され、以後、理事及び教授を兼ねる学長として短大に在籍し、審問終結時点で78歳であったこと及び学長に選任された際に、任期は、新たに就任した場合が3年、再任の場合が2年と定められたことは、前記認定第1. 5(3)イのとおりであり、学長事務取扱に任命された以降については、任期を付された上で在職していることが認められる。

さらに、C 1 教授については、学園が49年4月、2年間の任期を付して新設した副学長に任命したこと及び同教授が51年3月に退職したことは、前記認定第1. 5 (3)ア(イ)のとおりであり、学園は、定年に達した同教授を、副学長制度を新設し、任期を付した上で任命しており、しかも、同教授は任期満了と同時に退職していることが認められる。

以上のとおり、B 2 学長、B 3 学長及びC 1 教授は、いずれも任期を付されて学長又は副学長に就任しており、在職期間が任期に拘束されている以上、単に70歳を超えて在職していた事実、あるいは在職している事実をとらえて、70歳定年退職制の運用状況を判断することは妥当とは解されず、これらの者の在職は、一般教員とは同列に論じ得ないものと思料される。

(イ) C 2 教授及びC11教授について

a 人事通知書について

学園は、C 2、C11両教授に対し、定年後、1年毎に常勤教授として委嘱してきた旨主張し、その事実を証するものとして、乙第22号証の1ないし7及び乙第23号証の1ないし8の人事通知書を当委員会に提出しており、その記載内容等は次表のとおりである。

	書証番号	日付	記載内容	発令者	理事長印
C 2 教授に対する人事通知書	乙第22号証の1	年月日 51. 3. 31	停年により本職を免ずる（本学就業規則第30条2項による）	B 4	上角の一部が欠けている。
	同 2	51. 4. 1	就業規則第30条3項により常勤教授として委嘱する	〃	〃
	同 3	52. 4. 1	〃	B 1	〃
	同 4	53. 4. 1	〃	〃	〃
	同 5	54. 4. 1	〃	〃	〃
	同 6	55. 4. 1	〃	〃	〃
	同 7	56. 1. 9	死亡により退職を命ず	〃	〃
C 11 教授に対する人事通知書	乙第23号証の1	年月日 51. 3. 31	停年により本職を免ずる（本学就業規則第30条2項による）	B 4	上角の一部が欠けている。
	同 2	51. 4. 1	就業規則第30条3項により常勤教授として委嘱する	〃	〃
	同 3	52. 4. 1	〃	B 1	〃
	同 4	53. 4. 1	〃	〃	〃
	同 5	54. 4. 1	〃	〃	〃
	同 6	55. 4. 1	〃	〃	〃
	同 7	56. 4. 1	〃	〃	〃
	同 8	56. 4. 30	願いにより松本短期大学教授を免ず	〃	〃

以下、理事長印の欠損、定年制の適用条項及び発令者の点から、上記書証の信憑性について判断する。

(a) 理事長印の欠損について

現在使用している理事長印は外枠の上角の一部が欠落していること、54年4月1日までの日付の文書に押捺されている理事長印の印影は同部分が欠けていないこと及び55年4月1日以降の日付の文書における同印影は同部分が欠けていることは、前記認定第1. 6(2)のとおりであり、理事長印は、54年度中に欠けたものと推認される。しかるに、C11、C2両教授に関する乙第22号証の1ないし5及び乙第23号証の1ないし5の人事通知書は、日付が54年4月1日までのものでありながら、押捺されている理事長印の印影は欠けたものとなっており、矛盾する。

この点について、学園は、C5係長が保管していた人事通知書のコピーのうち理事長印が欠如しているものについては、55年3月の会計検査院の検査に際して理事長印を押捺して再コピーしたため、印影の上角の一部が欠けている旨主張する。

しかし、学園から書証として提出された人事通知書のコピーは、C2、C11両教授に関するものを除くと、全部で19通で、このうち、理事長印の押捺のあるものは14通、同印が欠如しているものは5通であることからすれば、C2、C11両教授の人事通知書に限って、51年3月から54年4月まで、すべて理事長印を押捺する以前にコピーをとったとすることの不自然さは否めない。

また、B1理事長は、審問において、人事通知書のコピーはすべてC5係長が個人的に保管していたものである旨証言している。他方、学園が人事通知台帳を備えていることは前記認定第1. 6(3)のとおりであり、人事通知台帳があるにもかかわらず、会計検査の資料として提出するために、個人的に保管しているものまで整備しなければならない必要性は通常認め難い。

以上の点からすれば、学園の主張は首肯し難い。

(b) 定年制の適用条項について

当初の就業規則においては、定年制に関する条項は第29条となっていたこと及び附則において最初に明記されている一部改正が行われた53年7月13日以降は、同条項が第30条となっていることは、前記認定第1. 5(2)イ及びウのとおりである。しかるに、乙第22号証の1ないし4及び乙第23号証の1ないし4は、日付が53年7月13日より前のものであるにもかかわらず、退職又は委嘱に関し、就業規則第30条による旨明記されており、就業規則の改正経過と適用条項が一致しない。

この点について、学園は、47年8月頃、信学会事務長の助言により、第18条の次に第19条を新設し、「諸手当に関する事項は別に定める」との条項を加え、従前の第19条以下を1条ずつ繰り下げたため、従前の第29条が第30条になった旨主張する。

しかし、前記認定第1. 5(2)ウのとおり、現行の就業規則において、53年7月13日付及び同年11月25日付の一部改正は附則に明記されているにもかかわらず、何故に、47年8月頃の一部改正は明記されていないのか理解し難い。

また、新たに1条を挿入し、従前の第19条以下を1条ずつ繰り下げるよりは、

第18条に「諸手当」の字句を挿入し、「給与、諸手当及び退職金に関する事項は別に定める」とするなど、ほかに容易であり、妥当な方法があったものと思料される。

さらに、B 7 事務局長は、審問において、47年 8 月当時、第19条の挿入はタイプで行ったものの、従前の第19条以下については、鉛筆で簡単に数字を訂正して繰り下げておき、53年 4 月頃労基署へ持って行く際に修正液で修正した旨証言し、また、第19条の挿入については、B 7 事務局長、C 5 現係長及び理事長しか知らない旨証言している。しかし、このような改正方法は安易に過ぎるものと思料され、また、就業規則の改正について、教職員への周知がなされていないことはともかく、理事長以外の理事及び学長にさえ知らされていないということは、理解し難いばかりでなく、その改正がなされたこと自体についても疑念を生ぜしめるものといわざるを得ない。

これらの点からすれば、学園の主張は俄かに首肯し難い。

(c) 52年 4 月 1 日付人事通知の発令者について

B 4 理事長が52年 4 月 3 日に死亡し、その後、B 1 常任理事が 4 月 6 日の理事会において理事長に選任されたことは、前記認定第 1. 2 (3)のとおりである。しかるに、乙第22号証の 3 及び乙第23号証の 3 は、52年 4 月 1 日付の人事通知書であるにもかかわらず、発令者は B 1 理事長となっており、同理事長の就任時期と符合しない。

この点について、学園は、B 1 理事長就任後、4 月 1 日に遡及して辞令を作成した旨主張するが、4 月 1 日当時、B 4 理事長が在職していたにもかかわらず、同理事長の死亡後、4 月 1 日に遡及して B 1 理事長名で辞令を作成することは通常考えられない。また、前記認定第 1. 6 (1)のとおり、同年度の他の者に対する人事通知書は 4 月 7 日付となっており、C 2、C 11 両教授の人事通知書のみが 4 月 1 日付となっていることは理解し難く、その点についての疎明もない。したがって、学園の主張は首肯し難い。

以上の点からすれば、少なくとも学園が提出した乙第22号証の 1 ないし 5 及び乙第23号証の 1 ないし 5 の書証は、当時作成された真正なものとは認められず、措信できない。

b. C 11 教授の定年後の勤務実態について

学園は、C 11 教授については、学長に対する助言及び援助を仰ぐために 1 年任期の常勤教授の委嘱を更新したものである旨主張する。

しかし、C 11 教授は、56年 4 月 30 日付で自己都合退職するまで専任教授として短大に在職していたものの、54年秋頃以降病気のためほとんど短大に出勤しておらず、55年度以降の時間割には同教授の担当科目が組み込まれていなかったことは、前記認定第 1. 5 (3)ア(カ)のとおりであり、そのような状態になった同教授を、助言及び援助を仰ぐためにのみ55年度以降も引き続き委嘱しなければならないほどの必要があったとは解し難い。

したがって、学園の主張は首肯し難い。

以上のことを総合すれば、C 2、C 11 両教授は、学園から就業規則に基づく所定

の措置が講じられることなく、70歳を超えて引き続き在職していたものと推認され、しかも、C11教授については、少なくとも55年度以降雇用を継続する必要があったとは解し難い。よって、両教授に対して就業規則第30条第3項を適用し、定年後、1年毎に常勤教授としての委嘱を繰り返した旨の学園の主張は、到底採用することができない。

イ 70歳で退職した者について

(7) C10教授について

C10教授は、引き続き勤務を希望していたが、70歳で退職となったこと及び飲酒を好み、健康上の問題があったことは、前記認定第1.5(3)ア(イ)のとおりであり、引き続き勤務を希望していたという点においては、A1教授と異なる。しかし、A1教授については健康上の問題は特に認められず、この点において、C10教授は、A1教授と事情を異にするものといわざるを得ない。

(4) A4教授について

A4教授（以下「A4教授」という。）は、55年度前半に手術を受け、足の具合も悪かったことは、前記認定第1.5(3)ア(キ)のとおりであって、必ずしも健康状態が良好であったとは認められない。

また、前記認定第1.5(3)ア(キ)のとおり、A4教授が担当していた児童福祉及び社会福祉は、必修又は必修に準ずる科目で、しかも従前前期に開講されていたにもかかわらず、学園は、これを後期まで持ち越し、その上、いったん退職した同教授を再び非常勤講師に委嘱してようやく開講することができたということからすれば、同教授が退職した当時、後任者の補充見通しがなく、学園としては同教授の継続勤務を望んでいたものと推測される。しかるに、同教授は57年3月に70歳で退職した。

これらのことからすれば、A4教授は、定年を機に退職する意思を持っており、定年後、引き続き勤務を継続する意思はもっていなかったものと推認され、引き続き勤務を希望していたA1教授とは事情を異にするものといわざるを得ない。

ウ まとめ

以上のとおり、短大においては、一般教員とは同列に論じ得ないと思料される学長及び副学長を除くと、70歳で退職した2名（C10教授及びA4教授）については、健康上の問題があったとか、勤務を継続する意思を有していなかった等、A1教授とは異なる事情が認められ、また、残る2名（C2教授及びC11教授）については、就業規則に基づく所定の措置が講じられることなく70歳を超えて在職しており、しかも、うち1名（C11教授）については、定年後の在職期間の中に、雇用を継続する必要があったとは解し難い期間も含まれていたものと認められる。

これらの点からすれば、短大においては定年退職制は厳格に運用されていたとは認められず、学園の主張は首肯できない。

(2) A1教授の退職による影響について

組合は、要旨、次のように主張する。

短大における専任教授数は、51年度の4名という時期を除き、開学以降5名ないし6名であったが、56年度は3名だけという異常ともいえるような状況にあった。そのような状況のもとで、A1教授の解雇を強行したことにより、57年度の専任教授はB3学長



とB 8 副学長の2名だけという、短大設置基準さえ確保できないという事態となった。

また、A 1 教授の解雇を強行したことにより、同教授が担当していた社会学及び歴史学のうち、前者は57年度以降現在に至るも開講されておらず、後者は57年度後期には開講したが、倫理学担当のC 13 講師が代わりに担当するという状況にあった。

このように、教授が2名だけという異常事態、さらには正常なカリキュラムさえ組めないような教育上重大な支障が発生することが事前に予測できたにもかかわらず、あえてA 1 教授を解雇する正当な理由は全くない。

一方、学園は、A 1 教授については、定年退職後格別臨時職員として再雇用すべき事由もなかったため、今日に至っているのみである旨主張する。

よって、以下判断する。

短大における専任教授数は、開学以降55年度まで、51年度の4名を除き、5ないし6名であったが、学園がA 1 教授に対して定年退職の予告を行った56年10月7日当時は3名、さらに、A 1 教授退職後の57年度はB 3 学長及びB 8 副学長の2名となったこと及び短大設置基準によれば短大に必要とされる専任教授数は3名であったことは、前記認定第1. 5(4)アのとおりであり、A 1 教授の退職によって、専任教授が学長及び副学長の2名のみとなり、短大設置基準をも下回る事態となったことが認められる。

この点について、B 3 学長は、審問において、56年10月頃、既にA 1 教授に替わる専任教授候補者として、長野県保育専門学院の教授であったC 14（専門は保育）を予定していたが、同人の家庭の事情のため、短大教授への就任が1年遅れた旨証言している。

しかし、前記第1. 5(1)イ及びウにおいて認定したとおり、A 1 教授の退職に関する議案が上程された56年12月10日の理事会及び57年2月12日の専任教授会において、A 1 教授の後任についての論議がなされていないことからすれば、A 1 教授に替わってC 14 が就任するとの話がどの程度具体化されていたのか、疑問を抱かざるを得ない。

一方、A 1 教授の退職後、同教授の担当していた社会学及び歴史学のうち、前者については、一般教育科目としては掲げられているものの、担当教員は置かれなかったこと及び後者については、57年度後期から倫理学を専門科目とするC 13 講師が担当していることは、前記認定第1. 5(4)イ(ア)のとおりである。

社会学の扱いについて、B 7 事務局長は、審問において、受講生が少なかったため担当教員を置かなかった旨証言している。

確かに、前記第1. 5(4)イ(イ)のとおり、A 1 教授の担当していた社会学の受講者数は、以前約30名であったものが、54年度が約15名、55年度が3名、56年度が2名と激減しており、受講生が2ないし3名という科目は他にはなかった事実が認められ、B 7 事務局長の上記証言は首肯できないわけではない。

しかし、前述のとおり、A 1 教授に替わる専任教授の就任については、どの程度具体化されていたか疑問がある上、現実には、A 1 教授の退職によって専任教授数が短大設置基準を下回る事態となったこと、歴史学については、倫理学を専門科目とする講師が担当するようになったことからすれば、学園の主張は採用し難く、かえってA 1 教授の雇用を継続する必要があったものと認められる。

### (3) 不当労働行為の成否について

短大においては、定年退職制は厳格には運用されておらず、一般教員とは同列に論じ

られない学長、副学長を除くと、70歳で退職した2名（C10教授及びA4教授）については、健康上の問題があったとか、勤務を継続する意思を有していなかった等の事情が認められ、また、残る2名（C2教授及びC11教授）については、就業規則に基づく所定の措置が講じられることなく70歳を超えて在職しており、しかも、うち1名（C11教授）については、定年後の在職期間の中に、雇用を継続する必要があったとは解し難い期間も含まれていたこと、一方、A1教授は、健康上特に問題はなく、引き続き勤務を希望しており、70歳で退職した者のような事情は認められないこと及び同教授の雇用を継続する必要があったと認められることは、前記判断のとおりである。

これらのことからすれば、学園が定年を理由としてA1教授の雇用を継続しなかったことは、従前の定年退職制の運用に比して、明らかにその取扱いを異にするものといわざるを得ない。

他方、A1教授が、組合結成の中心的役割を果たし、その後も57年4月頃まで執行委員長として活動してきたことは、前記認定第13のとおりであって、両当事者間に争いはない。

また、組合が学園によるA9講師の雇止めを契機として、この撤回を求め、地域にも広がる活発な活動を展開したことは、前記認定第14のとおりであって、学園も、この問題に関する当委員会へのあっせん申請以降は、組合活動が行われたことを認めている。

これらのことに加え、学園が、C2、C11両教授の70歳を超える在職に関して、真正なものとは認められない人事通知書を書証として審問廷に提出してまでA1教授に対する差別的取扱いを正当化しようとしたことを併せ考察すれば、学園は、組合活動において中心的役割を果たしていたA1教授を嫌悪し、学内から排除することを意図して同教授の雇用を継続しなかったものであると判断せざるを得ない。

よって、57年3月31日付をもって定年を理由にA1教授の雇用を継続しなかった学園の行為は、就業規則の定年退職規定の適用に藉口し、正当な組合活動を行ったが故になされた不利益取扱いであって、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

## 2 A1教授の定年退職に関する団体交渉について

組合は、要旨、次のように主張する。

学園は、A1教授の解雇に関して、組合が57年3月30日付で申し入れた団体交渉を4月15日付で拒否し、さらに、8月9日付で申し入れた団体交渉を8月23日付で拒否した。これらの学園の行為は、正当な理由なく団体交渉を拒否した不当労働行為である。

一方、学園は、A1教授は70歳をもって定年退職となったもので、団体交渉を行う余地はない旨主張する。

よって、以下判断する。

学園が、組合及び松本地区評の57年3月30日付団体交渉の申入れを4月15日付回答で拒否したこと及び同じく8月9日付団体交渉の申入れを8月23日付回答で拒否したことは、両当事者間に争いはない。

ところで、前記認定第1.5(1)ケ及びシのとおり、学園の4月15日付回答書には、A1教授は就業規則第30条第2項の規定により退職となったものである旨の記述があり、8月23日付回答書には、A1教授は就業規則第30条の定年の規定により退職したものであり、この点について疑義をはさむ余地はない、また、同条第3項の適用については、その担当す

る教科の教員が他に求められない場合の学園の措置であり、決して当然の権利であったり、本人の希望や強要によるものではなく、同教授の場合、教授会においても、その担当する教科について同項の適用が認められなかったものである。したがって、団体交渉の必要は認められない旨の記述がある。

しかし、学園は、上記のように回答するのであれば、書面によるのみではなく、まず申入れのあった団体交渉に応じて、団体交渉の場において回答すべきである。

また、組合は、前記認定第1. 5(1)カのとおり、A1教授の退職は従来慣行を無視するもので容認できないとして学園に団体交渉を申し入れているのであり、ただ単に同教授の退職に反対しているのではなく、従来慣行との関係から反対していることは明らかであるから、学園の回答は、組合の疑義に応えたものとも考え難い。

したがって、学園の本件団体交渉拒否には、正当な理由があったものとは解し得ない。

よって、組合及び松本地区評が、A1教授の退職について、57年3月30日付で申し入れた団体交渉を4月15日付で拒否した学園の行為及び同じく8月9日付で申し入れた団体交渉を8月23日付で拒否した学園の行為は、正当な理由がなく団体交渉を拒否したものであって、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

### 3 A9講師の雇止めに関する団体交渉について

組合は、A9講師の雇止めに関し、学園側に団体交渉拒否があったとして救済を求めているが、この団体交渉の目的は、前記第1. 4において認定した団体交渉に至るまでの経過からすれば、学園に対し、同講師の雇止めの撤回を求めることにあったものと解される。

しかしながら、同講師が本件審査中の58年6月24日に死亡したことは、前記認定第1. 4(16)のとおりであり、同講師の雇止めについて改めて団体交渉を命ずる必要性は認められず、したがって、この団体交渉に関して、誓約書の手交及び掲示を命ずる必要性も認められない。

### 4 救済方法について

#### (1) A1教授の定年退職に関する団体交渉について

A1教授の定年退職に関し、組合の申し入れた団体交渉を拒否した学園の行為が労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であることは前記判断のとおりであるが、主文第1項で同教授の雇用継続を命ずる以上、同教授の定年退職そのものについて改めて団体交渉を命ずる必要は認められない。

ところで、前記認定事実を鑑みると、当事者間における信頼感は薄く、労使関係の正常化には未だしの感がある。将来においてこの種の紛争を防止し、労使関係の正常化を図るために、当委員会としては、使用者たる学園に対し、あえて必要な措置を命ぜざるを得ないと考え、主文第2項及び第3項のとおり命ずることにした。

#### (2) 誓約書の手交及び掲示について

組合は、誓約書の内容として、A9講師の雇止めについても不当労働行為であるとして学園の陳謝を求めているが、同講師に対する委嘱が打ち切られたのは56年3月31日であり、他方、本件申立ては57年9月10日である。したがって、行為の日から1年を経過しているので、労働組合法第27条及び労働委員会規則第34条により、この点に関する申立ては却下する。

また、組合は、短大の正門付近に誓約書を掲示することを求めているが、主文の程度

をもって足りると思料する。

以上の事実認定と判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和59年8月8日

長野県地方労働委員会

会長 丸 山 衛